

千葉県障害者等自動車燃料費等助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、重度の障害者（児）等が日常生活に使用する自動車の燃料の購入に要する経費及び車両維持費（以下「燃料費等」という。）の一部を助成することにより、これらの者の社会参加を促進し、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 重度の障害者（児）等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であつて、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める1級又は2級の身体障害者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であつて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級1級の精神障害者

ウ 千葉県療育手帳制度実施要綱（平成4年4月1日施行）第4条の規定により療育手帳の交付を受けている者であつて、障害程度が同要綱別表に定める㊤、㊤の1、㊤の2、Aの1若しくはAの2とされた者又は千葉県西部児童相談所（令和4年3月31日以前にあつては、千葉県児童相談所条例の一部を改正する条例（令和4年千葉県条例第11号）による改正前の千葉県児童相談所条例（平成3年千葉県条例第51号）第2条の表に規定する千葉県児童相談所をいう。）若しくは千葉県障害者相談センターにおいて重度と判定された知的障害者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当受給対象児童（手当額1級のものに限る。）、特別障害者手当受給者又は障害児福祉手当受給者

オ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条の規定による福祉手当受給者

カ 千葉県小児慢性特定疾病医療支援実施要綱（平成17年4月1日施行）に基づく支給の認定を受けた者のうち、重症患者等区分の認定を受けた者

(2) 自動車 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に掲げる普通自動車、小型自動車又は軽自動車であつて、乗車定員10人以下の乗用のもの及び貨物自動車又は特殊用途自動車であつて、これらと類似した構造及び機能を有すると認められるものをいう。ただし、事業用のものを除く。

- (3) 燃料 ハイオクタン価ガソリン、レギュラーガソリン、軽油又は電気等をいう。
- (4) 車両維持費 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。第6条第4項第1号において「車両法」という。）第58条第1項に規定する自動車の検査に要する費用及び日常生活又は介護に供する自動車を使用するために必要となる費用をいう。ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第8号に規定する自動車税及び第5条第2項第3号に規定する軽自動車税のほか租税公課を除く。
- (5) 免許 道路交通法（昭和35年法律第105号。次号において「交通法」という。）第84条第2項に規定する第一種運転免許をいう。
- (6) 運転免許証 交通法第92条第1項に規定する運転免許証をいう。

（助成の対象者）

第3条 燃料費等の助成を受けることのできる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する重度の障害者（児）等（本市の区域外に設置されている福祉施設等に入所している重度の障害者（児）等であって、当該福祉施設等への入所の直前に本市に住所を有していたものを含む。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、当該年度において千葉市福祉タクシー事業実施要綱（昭和54年5月1日施行。以下「福祉タクシー要綱」という。）に基づく助成を受けている者及び千葉市ねたきり老人等歯科診療送迎事業実施要綱（平成5年4月1日施行）第3条に規定するリフト付きタクシーの利用対象者は、対象者とししない。

- (1) 自らが免許を受け、かつ、本人又はこれと生計を一にする者が、当該重度の障害者（児）等の日常生活の用に供するための自動車を所有するもの
- (2) 自らは免許の交付を受けていないが、その保護者（親権者、後見人又は現に監護する者をいう。）が免許を受け、当該重度の障害者（児）等の介護の用に供するための自動車を所有する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とししない。

- (1) 前年（1月から7月を有効期限の初日とする助成にあつては、前々年。次号において同じ。）の所得（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下この号及び次号において「令」という。）第4条及び第8条第3項において読み替えて準用する第5条の規定により計算した額をいう。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号の2に規定する控除対象配偶者及び第34号に規定する扶養親族（次号において「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、令第7条に定める額以上である者
- (2) 重度の心身障害者の配偶者の前年の所得（令第4条及び第8条第4項において準用する第5条の規定により計算した額をいう。）又は民法（明治2

9 年法律第 8 9 号) 第 8 7 7 条第 1 項に定める扶養義務者で当該重度の心身障害者の生計を維持するものの前年の所得(令第 4 条及び第 8 条第 4 項において読み替えて準用する第 5 条の規定により計算した額をいう。)が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、令第 2 条第 2 項に定める額以上であるときの当該重度の心身障害者

(助成の対象自動車)

第 4 条 燃料費等の助成を受けることができる自動車は、対象者 1 人につき 1 台に限るものとする。

2 同一の自動車に関し、助成を受けられる対象者は、1 人とする。

3 前項の規定にかかわらず、当該自動車を所有する者と同一世帯居住する対象者(以下「同一世帯居住対象者」という。)が複数いる場合には、当該自動車に関し、同一世帯居住対象者に限り、同一の自動車に関し重複して助成を受けることができる。

(助成の申請等)

第 5 条 燃料費等の助成を受けようとする者は、千葉市自動車燃料費等助成支給(更新)申請書(様式第 1 号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 対象者の世帯の当該年度分(4 月から 7 月までの申請にあっては、前年度分。)の市町村民税に係る課税状況、所得金額、控除額及び扶養親族の数等の状況(以下「課税等状況」という。)を証する書類。ただし、市長が、対象者の同意を得て市が保有する課税台帳等又は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号)第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。)を用いた照会により課税等状況を確認できる場合を除く。

(2) 車両法第 5 8 条第 1 項に規定する自動車検査証の写し

(3) 第 4 条に規定する助成の対象自動車を所有する者の運転免許証の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、審査のうえ対象者であると決定したときは、千葉市自動車燃料費等助成支給(更新)決定通知書(様式第 2 号。次条第 4 項において「更新決定通知」という。)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による申請があった場合において、審査のうえ対象者に該当しないと決定したときは、千葉市自動車燃料費等助成不支給(更新)決定通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。

(助成の更新の申請等)

第 6 条 前条第 2 項の規定により、各年度 7 月末日を有効期限の終期とする助成の決定を受けている対象者が、8 月 1 日以降も継続して助成を受けようとするときは、4 月 1 日から 7 月末日までの間に市長に申請するものとする。

- 2 前項の対象者が利用承認申請を行う場合において、市長が保有する課税台帳等で課税等状況について確認できる場合においては、当該対象者は、前項の規定による申請をすることを要しない。利用承認申請を行う場合において、課税等状況調査について同意しなかった者で、その後に同意することとしたものも同様とする。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は、助成の更新の申請等について準用する。
- 4 前項において読み替えて準用する前条第2項の規定により更新決定通知を受けた者は、毎年8月1日における現況について、千葉市自動車燃料費等助成現況届（様式第4号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、10月末日までに市長へ提出するものとする。
 - (1) 車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の写し
 - (2) 第4条に規定する助成の対象自動車を所有する者の運転免許証の写し
- 5 前項に規定する千葉市自動車燃料費等助成現況届（様式第4号）の提出があったときは、第9条第1号及び第2号に定める事項に係る千葉市自動車燃料費等助成申請内容変更届・資格喪失届（様式第5号）の提出があったものとみなす。

（燃料費等の助成の支給）

第7条 市長は、燃料費等の助成として、1年度につき、次の表に掲げる対象期間に応じ、それぞれ定める支給額を、支給月ごとに対象者に支給するものとする。

対象期間	該当月	支給額	支給月
第1期	8月、9月、10月	5,000円	2月
第2期	11月、12月、1月	5,000円	2月
第3期	2月、3月、4月	5,000円	8月
第4期	5月、6月、7月	5,000円	8月

- 2 助成の決定又は更新決定に係る有効期間（有効期間中の資格喪失があったときは、資格喪失による短縮後の有効期間をいう。）の月数及び日数にかかわらず、当該有効期間を含む対象期間の支給額については、前項の表にそれぞれ定める支給額を満額支給するものとする。

（支給停止）

第7条の2 市長は、対象者が第6条第4項の千葉市自動車燃料費等助成現況届（様式第4号）を提出しないときは、第7条第1項に規定する支給を停止するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支給を停止したときは、千葉市自動車燃料費等助成支給停止決定通知書（様式第7号）により対象者に通知するものとする。

（受給権の保護）

第8条 前条第1項に規定する支給を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供しないものとする。

(申請内容の変更の届出)

第9条 第5条第2項の規定による助成の決定又は第6条第3項の規定による助成の更新決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに千葉県自動車燃料費等助成申請内容変更届・資格喪失届（様式第5号）を市長に提出するものとする。

- (1) 住所、氏名、連絡先又は振込指定口座を変更したとき
- (2) 第4条に規定する助成の対象自動車及び所有者の氏名又は住所を変更しようとするとき
- (3) 第3条に規定する対象者の要件を欠いたとき
- (4) その他燃料費等の助成を辞退しようとするとき

(調査)

第10条 市長は、千葉県障害者等自動車燃料費等助成事業を適正に執行するために必要と認めるときは、助成決定者に調査を行うことができる。

(支給額の返還等)

第11条 市長は、助成決定者がこの要綱の規定に違反する等偽りその他の不正な行為により支給を受けたときは、その助成の決定の全部又は一部を取り消し、支給額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(資格喪失)

第12条 対象者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、千葉県自動車燃料費等助成申請内容変更届・資格喪失届（様式第5号）を市長に提出するものとする。

- (1) 本市に住所を有しなくなったとき
- (2) 障害程度の変更等により、対象者でなくなったとき
- (3) 第3条第2項各号のいずれかに該当したとき

2 市長は、第7条の2に該当する対象者が、当該年度の8月1日から1年を経過して千葉県自動車燃料費等助成現況届（様式第4号）を提出しないときは、当該対象者の資格を喪失させるものとする。

3 市長は、前2項の規定により資格を喪失したときは、千葉県自動車燃料費等助成資格喪失決定通知書（様式第8号）により対象者に通知するものとする。

(未支払の支給額)

第13条 助成決定者が死亡した場合において、死亡した助成決定者に支払うべき支給額で、まだその者に支払っていなかった支給額（次項において「未支払の支給額」という。）は、次に掲げる順序の順位に従って支払うものとする。

- (1) 死亡した者の配偶者
- (2) 前号以外の相続人
- (3) 市長が特に認めた者

2 未支払の支給額の支払を受けようとする者は、千葉県自動車燃料費等助成死亡届・未支払支給額請求書（様式第6号）により市長に請求するものとする。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、千葉市障害者等自動車燃料費等助成事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 8 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 平成 8 年度における対象者については、第 3 条ただし書の規定にかかわらず、福祉タクシー要綱による助成を受けている者であっても、9 月 30 日までに第 5 条第 1 項の規定による申請をした場合に限り、対象者とすることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、千葉市心身障害者福祉支給手当条例（昭和 48 年千葉市条例第 11 号）の規定により福祉手当の支給を受けていることに基づき、給油券を受給している者は、平成 20 年 3 月 31 日までは引き続き助成対象者とする。
- 3 この要綱の施行の際、千葉市心身障害者福祉手当支給条例（昭和 48 年千葉市条例第 11 号）の附則第 5 項の規定によりねたきり老人福祉手当又は認知症老人福祉手当の支給を受けていることに基づき、給油券を受給している者は、引き続き助成対象者とする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 1 号については、平成 23 年 3 月 8 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 1 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この要綱の施行前に作成された様式で、現に存するものは、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。
- 3 この要綱の施行の際、千葉県特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく給付の決定を受けた者のうち、重症患者の認定を受けた者は、平成 29 年 12 月 31 日までは引き続き助成対象者とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の要綱第 7 条第 1 項及び第 2 項を除き、平成 29 年 8 月 1 日以降を有効期限の初日とする利用券に係る手続きから適用し、平成 29 年 7 月末日以前を有効期限の初日とする利用券に係る手続きについては、なお従前の例による。この場合において、改正前の要綱第 5 条第 3 号の表を以下のように読み替える。

申請月	4、5、6 月
交付枚数	14 枚

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

(適用)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用

紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。